

令和 4 年第 1 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 4 年 2 月 24 日提出 追加議案第 1 号、第 2 号、追加報告第 1 号)

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	さくら市桜と花と緑のまちづくり条例の制定について	市 長	P 4
追加 2	令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）	”	P 7
追加 報告 1	専決処分事項の報告について（押上小学校大規模 改造工事請負契約の変更）	”	P16

追加議案第1号

さくら市桜と花と緑のまちづくり条例の制定について

さくら市桜と花と緑のまちづくり条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市桜と花と緑のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、市名にちなみ、これまで本市が進展させてきた桜の郷づくりを更に発展させた施策である桜をはじめとする花と緑で彩られたまちづくりの推進（以下「桜と花と緑の推進」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにすることにより、当該施策を総合的に推進し、もってあらゆる世代の市民が生涯にわたり生活を楽しむことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 桜と花と緑の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 桜と花と緑の推進は、花及び緑が豊かな環境が市民の健康で文化的な生活の確保に必要であるという観点から、現在のみならず、将来に継承されるべきものとして取り組むこと。
- (2) 桜と花と緑の推進は、市民の理解及び協力に基づき、市及び市民との協働によって取り組むこと。

(3) 桜と花と緑の推進は、花及び緑が豊かな空間の確保を図るとともに、他の公益目的との適切な調和について配慮しながら取り組むこと。

(市の責務)

第3条 市は、桜と花と緑の推進のための施策を総合的かつ計画的に実施する。

2 市は、桜と花と緑の推進のため、市民及び事業者を支援又は誘導するための事業を実施する。

3 市は、桜と花と緑の推進のため、公共施設の整備を通じて先導的な役割を果たすよう努める。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが所有又は居住する住宅等の敷地内における桜と花と緑の推進に努めるものとする。

2 市民は、前項に規定するもののほか、桜と花と緑の推進に関する理解を深め、桜と花と緑の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する桜と花と緑の推進に関する施策に協力する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが設置し、又は管理する事業所等の敷地内における桜と花と緑の推進に努めるものとする。

2 事業者は、前項に規定するもののほか、土地の利用等の事業活動に関し、桜と花と緑の推進に自ら努めるとともに、市が実施する桜と花と緑の推進に関する施策に協力する。

(財政上の措置)

第6条 市は、桜と花と緑の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等への協力の要請)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、国又は市以外の地方公共団体に対し、桜と花と緑の推進について協力を要請するものとする。

(啓発、指導等)

第8条 市長は、桜と花と緑の推進に関して必要な知識の普及、指導及び助言に努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

追加議案第 2 号

令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 3 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 出 予 算 補 正

歳 出

款	項
7 商 工 費	1 商 工 費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,012,141	0	2,012,141
2,012,141	0	2,012,141
22,377,610	0	22,377,610

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	消費拡大クーポン券 配布事業	20,000

令和3年度さくら市一般会計補正予算
(第12号) に関する説明書

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
7 商 工 費	2,012,141	0
歳 出 合 計	22,377,610	0

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			備考
	特定財源		一般財源	
	国県支出金	地方債		
2,012,141				
22,377,610				

2 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7		商工費	2,012,141	0	2,012,141				
	1	商工費	2,012,141	0	2,012,141				
		2 商工振興費	1,796,148	0	1,796,148				

7 商工費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	500	○地元応援キャッシュレスポイント還元事業 業務委託料
12 委託料	△20,000	○消費拡大クーポン券配布事業 印刷製本費
18 負担金、補助 及び交付金	19,500	補助金

追加報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

専決処分第 1 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 1 月 6 日

さくら市長 花塚 隆志

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 工事名

押上小学校大規模改造工事（令和 3 年 5 月 13 日議決）

2 契約の相手方

栃木県さくら市草川 66 番地 1

株式会社 荒牧組

代表取締役 杉山 剛

3 契約金額

変更前 225,500,000 円

変更後 236,588,000 円

4 変更理由

当初設計に見込んでいなかった老朽化対策や環境改善を目的とした工事を実施する必要性が生じたため変更増となった。